

学位論文題名

日本における私学助成と私立大学の経営行動
－私学助成に関する実証的研究－

学位論文内容の要旨

グローバル化時代においては、日本の高等教育は複数の面からの挑戦に直面している。一つは、「自己責任」「規制改革」などをキーワードとする新自由主義的な改革のもとで、国公立大学は説明責任及び質保証などを要求されることである。もう一つは、少子化によって大学入学適齢人口が減少しつつあることである。これらを背景として、1970年の制度化に辿りついて1975年に法律の根拠を与えられた私学助成は、その合憲性ということではなく、実効性・効果ということが注目されてきており、それに対して検証する必要性が出てきた。従って、本研究の目的は私学助成の状況及び実際に私大経営を行なっている人々の意見などを把握した上で、新たな改革時代における私学助成の影響・効果について私大経営行動の考察を通じて検討することにある。

上記の目的に従い、本研究は文献分析、統計的な解析及び事例調査という方法を利用し、私学助成の歴史・現状と助成対象である私大の経営体制を明確にしたうえで、私学助成の影響を全体的に解析し、さらに事例分析を通じて明らかにした。本論文は序章、第1章～第5章、終章と補論から構成される。

序章では、私学助成の効果・影響等に注目する理由について述べたうえで、主要な概念、先行研究の検討、分析の枠組、研究方法等について述べた。

第1章では、戦後から制度化までの私学助成に関するそれぞれの利害関係者らの意見・動きが三つの段階（戦後占領期、占領終了後の調整期とのちの大衆化段階）に分けられ、各時期において関係グループの意見・動きが明らかにされた。それらの考えを二つの対立軸、即ち自主性・公共性と国民教育権・私大機能の下に収斂できる。

第2章では、私立大学等経常費補助金が制度化されて以降の展開について論述し、経常費補助金を代表とする私学助成の位置づけを把握した上で、その制度自体の仕組み及びそれによる私大等に対するコントロールについて分析した。

第3章では、私学助成の交付対象である私大の経営体制を明らかにした上で、現在の私大の財政状況についても概観した。私大の設置・経営権は、主に学校法人に限定されており、その管理運営の基本的な枠組について私立学校法等が定めている。私大は独自の理念に基づいて成立したため、法的な規定の影響による明文化・制度化された管理運営とは別に、実際上の私大内部のガバナンスの現状はより複雑かつ多様である。この点は経営組織としての私大の自主性が機能しているところでもある。従って、私大は補助金を受けるのと同時に、必ずしも補助金を提供している政府の意図・政策的指向性に沿って行動していない。

第4章では、2008年度の私立大学等経常費補助金の交付状況及び各私大が公表している2008年度の財政情報データに基づいて、統計的な手法を援用して私学助成の影響について検証した。分析した結果、私学助成は帰属収入に対する比率が私大の類型ごとに異なっており、私大にとって助成の意味・重要性にも多様性が現われてくるわけである。一方、補助金収入と寄付金収入・資産運用収入・事業収入とそれぞれの関係係数が統計的意義を持

っていたが、実際に補助金がそれらの外部資源の獲得を促進しているとは言えず、理工系私大と総合私大の場合では補助金を受けることが資産運用を制限する役割を果たしている可能性が高い。さらに、学生の経済的負担の軽減については、補助金の役割は弱くかつ明確ではないといえる。それは私学公共性の確保につながっており、単に私大の財務データに基づいた分析が私大全体の動向をある程度明らかにできるが、具体的な私大の対応様子についてうかがうことができない。

第5章では、私大の事例分析を通じて私学助成の効果・影響を実践的なパースペクティブから考察した。調査した結果、調査対象事例となった私大の間には、補助金収入及び経常費補助金額で大きな差異が存在しており、私学助成に対する私大の態度及び対応措置も様々である。従って、私学助成の役割は①政策的な誘導②助成的な援助③追加的な確認というように分化している状況を呈している。さらに、私学助成制度自体及びその実施などと結び付けて、その原因について検討した。

終章では、各章の分析結果を踏まえて総括し、本研究の結論を説明した上で、政策上の示唆、残った課題などについて述べた。各章の分析から指摘できることは以下の五点である。

(1) 日本における私学助成は、私立大学によってその影響力が異なり、私立大学の自立性達成を一律に促進しているとはいえない。こういった点は私学助成に対する私立大学の態度につながっており、私学助成の役割分化の条件の一つとなっている。

(2) 先行研究と結び付けてみれば、法定の助成目的の達成については、私学助成は私学経営に関係する面においては一定の積極的な役割を果たしているものの、学生の経済的負担の軽減においてはその効果が明確に見られない。本研究は、こういった点について、先行研究に指摘されていることを異なる研究手法で再び確認し、学生の経済的負担の軽減において私学助成があまり効果をあげない主要な原因は、私学助成の内部構造にあることを明らかにした。

(3) 私学助成は高等教育市場、政府の政策、私大の建学精神などとの相互作用を通じて、私立大学の多様な経営行動様式の形成を誘導・促進・強化しており、ひいては私学の公共性の確保においては地方中小規模私立大学に対する役割が都市大規模私立大学より大きいことは明らかである。

(4) それと同時に、立地・規模等私立大学自身の特徴を考慮すれば、都市部大規模私大と地方中小私大への一律の私学助成は私立大学全体の内部分化を促しており、強い私大は私学助成をもって一層強くなり、弱い私大は一層弱くなる可能性が高い。こういった点は、私立大学の公共性を高めるという意味では皮肉なことに、積極的な役割を果たしているとは言い難い。

(5) 私学助成の歴史、目的などの影響で、個別私大への効果・影響は複雑なものとなっており、私立大学の自立性の促進及び学費水準の抑制における効果・影響を分散させ、その結果私学助成自体の役割分化をもたらしてしまった。

要するに、日本の私学助成はその役割が分化しており、複数の要素との相互作用を通じて様々な私立大学経営行動を生み出していると言える。ただし、このように生み出される私学の経営行動の指向性は、必ずしも私学の公共性を確保・高揚することと完全に一致しているわけではない。すなわち、私学助成は、特に80年代半ば以降、私立大学が能動的に学生の経済負担の軽減において積極的な取り組みを行なうことを促しているとは言えない。

最後に、私立大学経営に対する理解を深めるために、臨教審以降の大学経営に関する研究をレビューした上で、大学経営について検討した内容を補論として付けている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 姉 崎 洋 一

副 査 教 授 丸 山 文 裕(国立大学財務経営センター)

副 査 准教授 横 井 敏 郎

副 査 准教授 光 本 滋

学 位 論 文 題 名

日本における私学助成と私立大学の経営行動 － 私学助成に関する実証的研究 －

本論文は、序章、第一章～第五章、終章、補論の全八章で構成される。

日本の私学助成制度は、憲法 89 条との関係で私学の公共性を確認した上で、私立学校振興助成法（1975 年）という法制的根拠を有し、国際比較においても独自の意義をもつものである。大学の私学助成は、本来は、日本の高等教育のいびつな構造を是正する理念を有し、国、公立大学とは相対的に独自の私学の大学財政、大学統治、大学経営の健全性、学生の修学上の経済負担の軽減をはかることに資するものといえた。しかしながら、私学助成は歴史的動態過程における幾度かの変容、国と私学側の政策的対応の変動の中で複雑な様相を示してきた。その意味で、私学助成の実証的研究は、歴史縦断的研究、横断的比較統計的実証研究、現実の事例調査研究を踏まえた総合的な研究を必要とするが、これまでそのような先行研究は殆ど存在せず、著者の研究は、未開拓領域の一つに鍼を入れたものであり、私学助成研究における新たな一歩を進めるものといえる。以下に、本論文の特徴と成果、今後の研究課題を記して、博士学位授与の資格を有する理由を述べることにする。

本論文の特徴の第一は、先行研究との関係を明確にして、新たな方法的知見を示していることである。序章では、私学助成の主要な概念、先行研究の検討、分析の枠組みや研究方法が述べられ、市川昭午、丸山文裕、渡部芳栄、浦田広朗、土持ゲーリー法一、矢野真和らの先行研究のいずれも私学助成研究における部分的な妥当性を有するものの、助成がもつばら政策手段とされ、私立大学の類型要因の見落としや、総体的な視点に偏り私学側の能動的な側面への関心の欠如があることが指摘されている。総じて、先行研究の研究関心が、初期段階では私学助成の合憲性や公共性が意識され、やがて私学助成の効率性、経営的效果に、さらには私学の統治、経営行動に関心軸が移動していることを明らかにしている。本論文は、それらに対して、制度としての私学助成の歴史と現状を縦断的に分析し、さらには私立大学の統治と経営体制に着目して財務データの統計的分析及び文献研究による私学助成の特質の解明を試み、さらに分析枠組み仮説に従った事例分析を行い、私学助成制度の現実的機能と動態を明確にしようとした点において斬新なものといえる。

本論文の第二の特徴は、私学助成の歴史的変動に即して、私学助成の効果機能を分析し、そこにバッファ機能からパラメータ化の動向、私学助成の「内部構造」の問題点と「内包されている歪み」

を明らかにしていることである。具体的には、第二章では、私学助成には法制化時期（1970-1974）、上昇期（1975-1982）、抑制期（1983-1995）、変革期（1996-）の四期の時期区分があり、私学助成の内容及び配分のメカニズムの実態、補助率の変動傾向、一般補助と特別補助に対する学校法人の行為規範と政策側の規制・誘導との関係性の歴史的变化に着目して、私学助成の政策的動機が高等教育の機会均等や国民の教育権保障という視点から高等教育政策遂行のための誘導手段へ変質し、変革期以降は、競争原理の導入によるプロジェクト補助中心の特別補助重視に転換してきていることを明らかにしている。第三章は、政策の歴史の変動に関わらず、他方では、私立大学の建学の理念や経営方針により、法的な制度理念とは別に私大内部のガバナンスの多様性があり、補助金を提供する政府の政策的指向性に沿っての経営行動に必ずしもなっていないことを明らかにしている。第四章では、2008年度の私立大学等経常費補助金の交付状況及び各私大の公表している財政情報データ分析によって、私学助成の帰属収入に対する比率が私大類型によって異なり、私学助成の意味が大学によって多様であること、学生の経済的負担の軽減については、データ上は、私学助成補助金の役割は明確ではなく、弱く限られていることを明らかにしている。第五章では、11大学の私大の事例分析を通じて私学助成の効果、影響を分析し、大学類型によってその補助金収入、経常費補助金金額に大きな差異があること、私大の態度や対応も多様であることを明らかにしている。終章では、以上の分析結果から導き出される内容を下記の五点に集約している。①私学助成の影響は私大によって異なり、自立性達成を一律に促進していない、②私学助成は経営に一定の積極的役割があるが、学生の経済負担軽減効果は明確ではない。ここには、私学助成の補助金の使途を明確にしていない助成システムの内部構造がある、③私学助成は市場、政策、建学理念との相互作用によって、私大の経営行動に影響を与え、公共性に関しては都市部大規模私学よりも地方中小規模私大に役割を発揮している、④私学助成は私学間の内部分化を促し、強い私大と弱い私大の格差を拡大する皮肉な役割を果たしている、⑤私学助成の歴史的变化の中で、私学助成効果は複雑化し、その自立性促進、学費抑制効果は拡散してきている。なお、補論では、私学助成の政策的転換点が臨教審以降にあることに注目し、臨教審以降の大学経営に関する研究レビューと示唆を提示している。

以上のような分析結果は、本論文が、既存の先行研究の知見に対して、別のアプローチから光をあててその内容を再確認する面と、あらたな発見による細部データを提供するものとなっている面の二側面を有し、この研究が新奇性と共に、堅実かつ有効性を持つものであることを立証している。

本研究に残された課題は、日本の私学高等教育の国立大学の補完機能から脱却するための私学助成の本来の役割と機能研究の課題、学生の経済負担軽減における奨学金政策と連動させての私学助成政策研究、米国型の私学高等教育類型に対してのアジア的私学高等教育の独自性の研究である。

本論文は、調査仮説における分析結果の限界の設定の弱さ、日本語を母語としない著者の結論に至る論述説明不足がいくらか散見されるものの、この領域ではこれまでにない意欲的な研究と水準であり、また得られた知見も、この領域の学問研究の発展に大いに資するものである。

よって著者は、北海道大学博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認める。